

公 示

個人タクシー事業の許可等に付された期限の更新、代務運転制度、事業の休止及び廃止の取扱いについて

個人タクシー事業の許可等に付された期限の更新、代務運転制度、事業の休止及び廃止の取扱いについて定めたので公示する。

- 一部改正（平成14年12月2日付け公示第108号）
- 一部改正（平成15年4月10日付け公示第36号）
- 一部改正（平成16年5月7日付け公示第44号）
- 一部改正（平成17年5月27日付け公示第40号）
- 一部改正（平成17年12月26日付け公示第99号）
- 一部改正（平成18年3月8日付け公示第16号）
- 一部改正（平成26年1月27日付け公示第12号）
- 一部改正（平成27年10月1日付け公示第78号）
- 一部改正（平成28年12月20日付け公示第118号）
- 一部改正（令和4年3月30日付け公示第26号）
- 一部改正（令和5年8月1日付け公示第50号）
- 一部改正（令和6年6月12日付け公示第57号）

平成14年1月29日

内閣府沖縄総合事務局長

一. 許可等に付した期限の更新の処理について

個人タクシー事業の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新」という。）は、次に定めるところにより行うこととする。

なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。

1. 期限更新の手続き

（1）「個人タクシー事業の許可等に付された期限の更新申請書」（別添様式1による。

以下「申請書」という。)を当該許可期限が満了する日の3か月前から2か月前までに沖縄総合事務局長に提出するものとする。

(2) 申請書には、次の(イ)から(チ)に掲げる書類を添付するものとする。ただし、(ロ)に掲げる書類については、発行後速やかに提出するものとし、発行後から許可期限の満了日までに道路交通法違反があった場合、すみやかに申し出るものとする。

(イ) 自動車運転免許証の写し

(ロ) 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書(許可期限が満了する日前1か月以内に発行されたものに限る。)

(ハ) 事業用自動車の自動車検査証の写し

(ニ) 対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険又は共済に加入していることを証する書面

(ホ) 法令遵守(道路運送法(昭和26年法律第183号)第7条の欠格事由及び2.(3)の期限更新を認めない場合に該当しない旨)に係る宣誓書

(ヘ) 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受診したことを証する書面(期限更新日以前の6か月以内に発行されたものに限る。)

(平成14年8月1日以降を期限更新日とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65歳以上の者にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断(以下「適齢診断」という。)を受けていることを証する書面。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63歳又は満64歳、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65歳に達した日以降2年以内において適齢診断を受けたことを証する書面。)

(ト) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面及び営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書(別添様式2)

(当該許可に付した期限の満了する日前3か月以内に診断を受け、その結果を証するものに限る。)

(チ) 営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書

2. 期限更新に当たっての審査及び期限更新の可否の判断等

(1) 期限更新に当たっての審査

1. (2)の添付書類等により、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日(以下「期限更新決定日」という。)までの期間(以下「審査期間」という。)における事業の実施状況及び法令違反行為の有無等を審査する。

また、前回以前の期限更新の審査期間に係る法令違反行為であつて、申請者による申告がなく、かつ、関係書類によっても確認できずに審査の対象とされなかったものについては、その事実が確認された後に行われる最初の期限更新の審査の対象に含むものとする。

(2) 期限更新を認める場合

別表に定めるところのいずれかに該当する者については、更新後の許可期限を付した上、期限更新を認めることとし、別添様式3の書面を交付するとともに、(イ)から(ニ)の必要な措置を講じることとする。

ただし、平成14年2月1日以降に許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者に付す更新後の許可期限は、当該事業者の満75歳の誕生日の前日(人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等において、75歳以上で許可を受けた場合は、当該事業者の満80歳の誕生日の前日)を超えない日とする。

(イ) 事業計画が確保されていないことが明らかな者、利用者からの苦情が多い者等特に悪質な者(以下「悪質事業者」という。)に対しては、必要に応じて事業計画に定める業務の確保命令又は事業改善命令を発動するほか、別表の定めよりさらに短縮した期限を付することができることとする。なお、当該短縮した期限を付す場合、別添様式3の書面に期限を短縮した理由を付記する。

(ロ) 別表のA. ③(オ. 及びカ. を除く。次のB. ③、C. ②及びD. ②で適用する場合においても同じ。)、B. ③、C. ②及びD. ②のいずれかに該当する者又は悪質事業者に対しては、期限更新日から6か月以内に沖縄総合事務局長が主催する研修(沖縄総合事務局長が認める事業者団体の研修を含む。)を受けるものとし、その旨を別添様式3の書面に付記する。

(ハ) 平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者(以下「既存事業者」という。)に対しては、既に当該事業者の免許等に付されている条件を「個人タクシー事業の許可、事業計画の変更の認可、事業の譲渡譲受の認可、相続の認可及び運送約款の認可に関する審査基準(平成14年1月29日付け公示第10号)」(以下「審査基準」という。)二. 2. (1)から(14)に変更することとし、その旨を別添様式3の書面に付記する。

(ニ) 期限更新日における年齢が満63歳又は満64歳であって、更新後の許可期限を5年後とする者について、年齢が満65歳に達する日から2年を経過する日までの間に適齢診断を受診するものとし、その旨を別添様式3の書面に付記する。

(3) 期限更新を認めない場合

次のいずれかに該当する場合には、許可期限の更新を認めないこととする。

(イ) 許可等に付した条件により、許可等を取り消すべき事由又は許可期限の更新を行わないこととする事由に該当している場合

(ロ) 代務運転者を使用している場合で、代務期間を1年間継続した後も特段の事情(回復の見込みが明らかであり、なお若干の療養が必要である場合等)がなく運転業務に従事できない場合

(ハ) 既存事業者で、平成14年2月1日以降、審査基準Ⅲ. 2. (1)なお書きの場合に該当したことがある場合

(ニ) 期限更新後の許可期限が5回以上連続して1年(別表のA. ③(オ. 及びカ. を除く。次のB. ③、C. ②及びD. ②で適用する場合においても同じ。)、B. ③、C. ②及びD. ②のいずれかに該当する場合に限る。)となることが明らか

である場合

(4) その他

概ね過去1年間において特段の事情がなく事業を実施していない者は、事業廃止の届出を行うものとする。

また、既存事業者で適齢診断・健康診断の結果により個人タクシーの営業に支障があることが明らかな場合及び特段の事情がなく稼働率が著しく低い場合については、これらの者に対して必要な業務の見直しに関する勧告を行うこととする。なお、勧告に応じた見直しが行われない場合には、必要に応じて公表を行うこととする。

二. 代務運転制度について

1. 代務運転の承認方法

代務運転者を使用しようとする事業者からの申請に基づいて、許可等に付された条件のうち「他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない」旨の条件を一定期間変更（以下「代務運転に係る許可条件変更」という。）することにより行うこととする。

2. 承認要件

代務運転者を使用しようとする事業者及び代務運転者のいずれもが、少なくとも次のそれぞれの要件のすべてを満たしている場合に限って認めることとする。

(1) 代務運転者を使用しようとする事業者（以下二.において「事業者」という。）の要件

(イ) 傷病等によって入院・療養が必要なため、自ら運転業務を実施できないことが、医師の診断書により明らかであること。

(ロ) (イ)により、当該事業者が運転業務を実施することができない結果、個人タクシー事業以外に収入の途がないため、医療費を含めた生計の維持が著しく困難であることが認められる場合。

(ハ) (イ)の原因となった負傷が、自らの重大な法令違反行為が原因で生じた交通事故によるものではないこと。

(ニ) 申請時において、年齢が75歳未満であること。

(2) 代務運転者の要件

(イ) 申請時において、年齢が65歳未満であること。

(ロ) 有効な第二種運転免許証（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有していること。

(ハ) 申請に係る営業区域において、タクシー又はハイヤーの運転を職業とした期間（個人タクシーの代務運転者であった期間を含む。）が、申請日以前5年以内に3年以上である者

(二) 法令遵守状況

① 申請日以前5年間に、次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の5年前においてその処分期

間が終了していること。

- (a) 道路運送法又は貨物自動車運送事業法の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分
 - (b) 道路交通法の違反による運転免許の取消し処分
 - (c) タクシー業務適正化特別措置法に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
 - (d) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
 - (e) 刑法（明治40年法律第45号）、暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分
 - (f) 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
 - (g) 代務運転者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分
- ② 申請日以前3年間及び申請日以降に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）がないこと。ただし、申請日の1年前以前において、点数（同法の違反により付される点数）が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。
- ③ ①又は②の違反により現に公訴を提起されていないこと。
- ④ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録を受けていること。

(ホ) 事業計画

事業者の事業計画を確実に遂行できるものであること。

3. 代務運転に係る許可条件変更の手続

「個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更承認申請書」（別添様式4による。）及び添付書類を沖縄総合事務局長に提出するものとする。

4. 承認する期間

- (1) 代務運転に係る許可条件変更の承認期間は6か月間を限度とし、承認の際に期限を付すこととする。なお、当該承認期限については、当初承認が行われた日から1年間までの範囲において更新できることとし、3年間で1年間を限度とする。

- (2) 承認が行われた日から1年を経過した場合において、特段の事情（回復の見込みが明らかであり、なお若干の療養が必要である場合等）がある場合に限り、(1)の承認期間を更新できることとする。
- (3) 当該承認期間内であっても、事業者が死亡又は事業の廃止等により個人タクシー事業者でなくなったときは、当該承認の期間は終了する。

5. 承認の処理

代務運転に係る許可条件変更の承認をしたときは、事業者に対して次の条件を付した別添様式5の書面を交付する。

- (1) 代務運転者以外の者に、当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない。
- (2) 代務運転者が運転業務に従事する際には、車内に登録実施機関が交付する代務運転者の運転者証を表示しなければならない。
- (3) 承認期間内は、事業者が運転業務に従事してはならない。
- (4) 代務運転者は、沖縄総合事務局長が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事情がない限りこれに応じなければならない。
- (5) 承認期間内に事業者の傷病等が治癒し、事業者が運転業務に復帰することが可能となったときは、速やかに代務運転に係る許可条件変更の解除届（別添様式6による。）を沖縄総合事務局長に提出し、事業者は運転業務に復帰しなければならない。
- (6) 事業者が死亡又は事業の廃止等により個人タクシー事業者でなくなったときは、承認期間が満了するものであること。
- (7) (5)又は(6)の場合並びに承認期間が満了した場合には、速やかに代務運転者の運転者証を登録実施機関に返付しなければならない。

6. 代務運転に係る許可条件変更の承認の取消

次のいずれかに該当する場合は、代務運転に係る許可条件変更の承認を取消することとする。

- (1) 代務運転者以外の者に当該事業用自動車を営業のために運転させた場合
- (2) 代務運転者が、2.(2)(ロ)の要件に適合しなくなった場合

三. 事業の休止及び廃止について

1. 事業の休止

以下の取扱による。

- (1) 休止期間が30日以内の場合
運転日報に明記するものとする。
- (2) 休止期間が30日を超える場合
道路運送法第38条第1項の規定に基づき休止しようとする30日前までに沖縄総合事務局長あて事業休止届出書（別添様式7による。）を提出するものとする。

2. 事業の廃止

事業を廃止しようとする場合には、道路運送法第38条第1項の規定に基づき廃止しようとする30日前までに沖縄総合事務局長あて事業廃止届出書（別添様式8による。）を提出するものとする。

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降を期限更新日とする事案について適用する。
2. 次に掲げる公示は、平成14年1月31日限り廃止する。

（1）一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許に付された期限の更新事案の審査及び取扱基準について（平成8年4月1日付け公示第18号）

（2）個人タクシー代務運転制度取扱基準について（平成8年4月1日付け公示第19号）

附 則（平成14年12月2日一部改正）

この公示は、平成14年12月2日から適用する。

附 則（平成15年4月10日一部改正）

この公示は、平成15年4月10日から適用する。

附 則（平成16年5月7日一部改正）

この公示は、平成16年5月1日から適用する。

附 則（平成17年5月27日一部改正）

この公示は、平成17年5月27日から適用する。

附 則（平成17年12月26日一部改正）

この公示は、平成17年12月26日から適用する。

附 則（平成18年3月8日一部改正）

この公示は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成26年1月27日一部改正）

この公示は、平成26年1月27日から適用する。

附 則（平成27年10月1日一部改正）

1. この公示は、平成27年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
2. この通達の適用の際現にタクシー事業者に雇用されている者でタクシー運転手として選任されているものに係る申請については、平成28年3月31日までの間、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成28年12月20日一部改正）

この公示は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用する。
ただし、三. 1. 及び2. については、平成29年1月19日以降に休止又は廃止するものについて適用し、平成29年1月18日以前の休止又は廃止しようとするものについては、なお従前の例とする。

附 則（令和4年3月30日一部改正）

この公示は、令和4年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとし、一. 1.（2）（ト）の健康診断の受診日は令和4年4月1日以降のものから適用するものとする。

附 則（令和5年8月1日一部改正）

この公示は、令和5年8月1日から適用する。

附 則（令和6年6月12日一部改正）

この公示は、令和6年6月12日から適用する。

(別表)

個人タクシー事業の期限更新基準表

1. 法令違反行為等の状況による更新後の許可期限の判断

審査期間	審査期間における法令違反行為等の状況	更新後の許可期限
A. 5年	① ③に該当しない者で、期限更新決定日以前の3年間において無事故無違反であり、かつ、その前の2年間における道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下である者	5年後
	② ①及び③に該当しない者	3年後
	③ 次にいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは4回以上の道路交通法の違反がある者 イ. 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)に基づく事業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類が正当な理由なく未提出となっている者 ウ. 道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上の行政処分を受けた者又は行政処分に係る事業改善が的確に行われていない者 エ. 正当な理由がなく本文一. 2. (2) (ロ)に規定する研修を受けなかった者 オ. 期限更新日まで代務運転者を使用している者 カ. 期限更新日まで事業を休止している者 キ. 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に基づき受診すべき適性診断を受診していない者	1年後
B. 3年	① ③に該当しない者で、無事故無違反である者	5年後
	② ①及び③に該当しない者	3年後
	③ 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは3回以上の道路交通法の違反がある者 イ. A. ③のイ. からキ. のいずれかに該当する者	1年後

C. 2年	① 次のいずれにも該当する者 ア. 期限更新決定日以前の1年間において無事故無違反であり、かつ、その前の1年間における道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下の違反である者 イ. ②のイ. に該当しない者	3年後
	② 次にいずれかに該当する者 ア. ①のア. に該当しない者 イ. A. ③のイ. からキ. のいずれかに該当する者	1年後
D. 1年	① ②に該当しない者	3年後
	② 次のいずれかに該当する場合 ア. 道路交通法の違反がある者 イ. A. ③のイ. からキ. のいずれかに該当する者	1年後
<p>(適用)</p> <p>1. 反則金の納付のみを命ぜられた違反については、反則点3点以下の違反に相当する道路交通法の違反として取り扱うこととする。</p> <p>2. 期限更新決定日以前の1年間において無事故無違反であって、期限更新決定日の1年前以前における道路交通法の違反が1回である者については、当該違反が反則点1点以下である場合（併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。）又は当該違反により反則金の納付のみを命ぜられた場合に限り無事故無違反とみなす。</p>		

2. 高齢者に係る更新後の許可期限の判断

期限更新日における年齢が満65歳以上の者については、1. によって判断された期限が、次表による年齢区分に応じた期限以後となる場合には、次表による期限を更新後の許可期限とする。

年齢区分	更新後の許可期限
65歳以上73歳未満	3年後
73歳以上75歳未満	2年後
75歳以上	1年後

_____年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所 _____
名 称 _____
氏 名 _____
生年月日 _____年 月 日生
(年齢 満 _____ 歳)

個人タクシー事業の許可等に付された期限の更新申請書

_____年 月 日付け府運陸交第 _____号の個人タクシー事業の許可（認可）について、当該許可（認可）に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。

1. 営業区域

沖縄本島

2. 許可（認可）に付された期限 _____年 月 日

3. 営業所

名 称	位 置	所有借用の別

4. 自動車車庫

位 置	収 容 能 力	所有借用の別

5. 事業用自動車

車名	年式	自動車登録番号

6. 更新申請書提出前6か月間の輸送実績

(平成14年1月31日現在の既存事業者で年齢が満75歳以上の者に限る。)

		月	月	月	月	月	月
稼働日数(日)							
走行 キロ 数	実車キロ数(km)						
	空車キロ数(km)						
	合計						
輸送回数(回)							
営業収入(千円)							

7. 添付書類

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書(許可期限が満了する日前1か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) 事業用自動車の自動車検査証の写し
- (4) 対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険又は共済に加入していることを証する書面
- (5) 法令遵守(道路運送法(昭和26年法律第183号)第7条の欠格事由及び2.(3)の期限更新を認めない場合に該当しない旨)に係る宣誓書
- (6) 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受診したことを証する書面(期限更新日以前の6か月以内に発行されたものに限る。)(平成14年8月1日以降を期限更新日とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65歳以上の者にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第4

4号) 第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断(以下「適齢診断」という。)を受けていることを証する書面。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63歳又は満64歳、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65歳に達した日以降2年以内において適齢診断を受けたことを証する書面。)

(7) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面及び営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書(当該許可に付した期限の満了する日前3か月以内に診断を受け、その結果を証するものに限る。)(別添様式2)

(8) 営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書

別添様式 2

健 康 診 断 書

氏 名	生年月日		年	月	日	性別	男 : 女					
	健診年月日		年	月	日	年齢	歳					
既往歴	血 圧		(mmHg)			/						
	貧 血 検 査	血 色 素 量		(g/dl)								
赤 血 球 数		(万mm ³)										
自 覚 症 状	肝 機 能 検 査	A S T (G O T)		(IU/L)								
		A L T (G P T)		(IU/L)								
		γ - G T P		(IU/L)								
他 覚 症 状	血 中 脂 質 検 査	L D L コ レ ス テ ロ ール		(mg/dl)								
		H D L コ レ ス テ ロ ール		(mg/dl)								
		ト リ グ リ セ ラ イ ド		(mg/dl)								
身 長 (c m)				血 糖 検 査		(mg/dl)						
体 重 (k g)				尿 検 査	糖		-	±	1+	2+	3+	4+
B M I					蛋 白		-	±	1+	2+	3+	
腹 囲 (c m)				心 電 図 検 査								
視 力	右	()		そ の 他 の 検 査								
	左	()										
聴 力	右	1000Hz	所見なし	所見あり	医 師 の 診 断							
		4000Hz	所見なし	所見あり								
	左	1000Hz	所見なし	所見あり								
		4000Hz	所見なし	所見あり								
胸部エックス線検査	直 接		間 接		医 師 の 意 見		運 転 業 務 の 可 否 (就 業 上 の 措 置)					
	撮 影		年 月 日									
	異常の有無				健康診断実施医師氏名							
備 考						上記のとおり診断する。						
						年 月 日						
						住 所						
						医療機関名						

別添様式 3

個人タクシー事業の許可等に付した期限の変更通知書

_____ 殿

_____年 月 日付け府運陸交第 _____号の個人タクシー事業の許可（認可）
に付した期限は、_____年 月 日までに変更する。

（以下、必要に応じ、記一. 2. (2) (イ) ~ (ニ)に係る事項を付記する。）

年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長

_____年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所 _____
名 称 _____
氏 名 _____
生年月日 _____年 月 日生
(年齢 満 _____ 歳)

個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更承認申請書

下記のとおり代務運転者を使用したいので、個人タクシー事業の許可に付された条件の一部の変更承認を申請します。

記

1. 許可（認可）の内容

- (1) 許可（認可）年月日 _____年 月 日
(2) 許可（認可）番号 _____号
(3) 許可（認可）の期限 _____年 月 日
(4) 営業区域 沖縄本島

2. 代務運転者

住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____年 月 日生（年齢 満 _____ 歳）

3. 代務運転者を使用しようとする期間

_____年 月 日 ~ _____年 月 日

4. 申請理由

5. 代務運転承認状況（過去3年間）

承認年月日	番 号	承 認 期 間	代務運転者名
		~	
		~	
		~	
		~	

6. 添付書類

- (1) 事業者に係る医師の診断書
- (2) 事業者の収入状況を記載した書面
- (3) 事業者の運転免許証の写し
- (4) 代務運転者との雇用契約書
- (5) 代務運転者の運転免許証の写し
- (6) 代務運転者の履歴書
- (7) 代務運転者の運転経歴書
- (8) 代務運転者の運転適性診断書
- (9) 代務運転者に係る自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書
- (10) 代務運転者の宣誓書（関係する法令に違反していない旨）
- (11) 代務運転者の健康診断書
- (12) 代務運転者の在職証明書

個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更の承認書

____年 ____月 ____日付け府運陸交第 ____号による個人タクシー事業の許可に付した条件のうち「他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。」について、下記のとおり期間を限定して変更することを承認する。

記

1. 変更する期間（承認期間）

____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日

2. 代務運転者

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____年 ____月 ____日生

3. 条件

- (1) 代務運転者以外の者に、当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない。
- (2) 代務運転者が運転業務に従事する際には、車内に登録実施機関が交付する運転者証を掲示しなければならない。
- (3) 承認期間内は、事業者が運転業務に従事してはならない。
- (4) 代務運転者は、沖縄総合事務局長が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事情がない限りこれに応じなければならない。
- (5) 承認期間内に事業者の傷病等が治癒し、事業者が運転業務に復帰することが可能となったときは、速やかに代務運転に係る許可条件変更の解除届（別添様式5による。）を沖縄総合事務局長へ提出し、事業者は運転業務に復帰しなければならない。
- (6) 事業者が死亡又は事業の廃止等により個人タクシー事業者でなくなったときは、承認期間が満了する。
- (7) (5) 又は (6) の場合並びに承認期間が満了した場合には、速やかに代務運転者の運転者証を登録実施機関に返付しなければならない。

____年 ____月 ____日

内閣府沖縄総合事務局長

_____年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所 _____
名 称 _____
氏 名 _____
生年月日 _____年 月 日生
(年齢 満 _____歳)

個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更の解除届

_____年 月 日付け府運陸交第 _____号による個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更について、_____年 月 日に代務運転者の使用を終了したので、当該許可条件変更の解除届をします。

なお、運転者証は登録実施機関へ返納済みです。

_____年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所 _____
名 称 _____
氏 名 _____
生年月日 _____年 月 日生
(年齢 満 _____ 歳)

個人タクシー事業の事業休止届出書

個人タクシー事業の休止について、下記のとおり届出します。

記

1. 許可（認可）の内容

- (1) 許可（認可）年月日 _____年 月 日
(2) 許可（認可）番号 _____号
(3) 許可（認可）の期限 _____年 月 日
(4) 営業区域 沖縄本島

2. 休止（予定）期間

_____年 月 日 ~ _____年 月 日 (_____日間)

3. 休止理由

_____年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所 _____
名 称 _____
氏 名 _____
生年月日 _____年 月 日生
(年齢 満 _____歳)

個人タクシー事業の事業廃止届出書

個人タクシー事業の廃止について、下記のとおり届出します。

記

1. 許可（認可）の内容

- (1) 許可（認可）年月日 _____年 月 日
(2) 許可（認可）番号 _____号
(3) 許可（認可）の期限 _____年 月 日
(4) 営業区域 沖縄本島

2. 廃止の日

_____年 月 日

3. 廃止理由
